

第9次岡山県(高梁・新見圏域)保健医療計画の概要

○計画の背景と目的(根拠法:医療法第30条)

- ・高梁・新見地域は、少子超高齢化、人口急減が到来し、深刻な過疎化が進展する。
- ・多様化する保健・医療・介護ニーズに対応できる資源や人材が不足している。
- ・地域住民の健康と医療を確保するために、保健・医療・介護サービスが安定的に提供できるよう施策の方向性を示す。

○計画の性格

- ・岡山県の保健医療行政の計画的な基本となる。
- ・市町村においては、保健医療行政の計画的な推進のための指針となることを期待するもの。
- ・県民、関係機関、関係団体等においては、計画に沿った自主的、積極的な活動が展開されることを期待するもの。

○計画の期間

- ・令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間
- ・「地域医療構想」については、令和7年(2025)年を目標年次としていることから、現構想の下で取組を進める。

○圏域保健医療計画の内容と策定方法

- ・二次医療圏域(高梁・新見地域)ごとに作成し、地域の特性や課題に即した内容とする。
- ・保健医療関係者、住民の代表者、市町村、学識経験者等で構成される「高梁・新見圏域保健医療対策協議会」及び圏域の重点課題に係る分野別サブワーキングにおいて、協議し策定した。

【記載項目】太字下線部は圏域の重点課題 ※部は新たに追加した項目

1 保健医療圏の概況	(1)地域特性
2 保健医療圏の保健医療の現状等	(1)人口及び人口動態
	(2)保健医療資源の状況
	(3)受療の動向
3 医療提供体制の構築	(1)地域医療構想
	(2)外来に係る医療提供体制の確保※
※医療法で定める必須項目	(3)5疾病の医療 ①がん ②脳卒中 ③心筋梗塞等の心血管疾患 ④糖尿病 ⑤精神疾患
	(3)6事業の医療と在宅医療 ⑥救急 ⑦災害時 ⑧へき地 ⑨周産期 ⑩小児 ⑪新興感染症※ ⑫在宅
	(4)医薬安全対策
	(5)医薬分業
4 保健医療対策の推進	①健康増進・生活習慣病予防 ②母子保健 ③歯科保健 ④感染症 ⑤難病 ⑥健康危機管理 ⑦医薬安全及び血液確保 ⑧生活衛生及び食品安全
5 保健医療従事者の確保と資質の向上	(1)医師 (2)歯科医師 (3)薬剤師
	(4)看護師・助産師・保健師・准看護師
	(5)その他の保健医療従事者

○策定の経過 ※令和5(2023)年度

	県計画(全体)	高梁・新見圏域保健医療計画
7月	骨子の検討	7月6日第1回協議会 計画の概要及び重点課題の提示
8月	素案の検討	8月3日高梁・新見圏域救急医療体制推進協議会 重点課題に係る分野別ワーキング
9月		9月28日第2回協議会 重点課題及び各施策の方向について検討
10月	素案の決定	
11月	パブリックコメント(意見公募)・医師会等関係団体、市町村意見聴取	
1月	計画案の決定	
2月		第3回協議会 書面開催
3月29日	第9次岡山県保健医療計画の公表	

